



平成28年5月12日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ
代表取締役名	代表取締役社長 平家 伸吾
	(JASDAQ・コード9707)
問い合わせ先	取締役管理本部長 寺坂 淳
電 話 番 号	03 (5413) 8228

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月12日開催の取締役会において、平成28年6月21日開催予定の当社第41回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ①本日公表の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、取締役会の監督機能を強化し、経営の公正性・効率性の向上を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしましたので、当該移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ②本日公表の「当社大規模買付ルール（買収防衛策）の非継続に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、本総会での当社大規模買付ルールの継続は行わず期間満了日（平成28年6月21日）にて廃止することを決議いたしましたので、関連する条文の削除を行うものであります。
- ③当社の事業の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）の一部表示を変更するものであります。
- ④その他、条文の新設や削除に伴い必要となる条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成28年6月21日（火）
定款変更の効力発生日（予定）	平成28年6月21日（火）

以 上

現行	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (26) (条文省略) (27) <u>医療スタッフ紹介に関する業務</u> (28) ~ (42) (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>(公告方法) 第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ~ (26) (現行どおり) (27) <u>有料職業紹介事業</u> (28) ~ (42) (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関の設置) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。</p> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 (現行どおり)</p>

<p>(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略)</p> <p>(基準日) 第12条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第 12 条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p> <p><u>(株式会社の支配に関する基本方針)</u> 第13条 当会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの導入、廃止又は発動は、株主総会又は取締役会の決議によって行う。</p> <p><u>2 前項の取組みの改正は、取締役会の決議によって行う。</u></p> <p>(株主総会の招集) 第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長) 第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第17条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 (条文省略)</p> <p>(議事録) 第19条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(削除)</p> <p>(株主総会の招集) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長) 第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第16条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第17条 (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第18条 (現行どおり)</p>

<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は9名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあた</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 当社は、会社法第329条第3項の規定によって、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>5 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた</p>
---	--

<p>る。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役および監査役全員の同意があったときは、招集通知を省略して取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の業務執行)</p> <p>第29条 取締役社長は会社業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は取締役社長を補佐し、かつ取締役会の決議に従い会社の業務を執行する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役全員の同意があったときは、招集通知を省略して取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の業務執行)</p> <p>第29条 取締役社長は会社業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は取締役社長を補佐し、かつ取締役会の決議に従い会社の業務を執行する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
---	---

<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役、監査役会および会計監査人</u></p> <p><u>(監査役の数)</u> 第31条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があったときは、招集通知を省略して監査役会を開くことができる。</p> <p><u>(監査役会規程)</u> 第36条 監査役会に関する事項は法令またはこの定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会および会計監査人</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第31条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第32条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があったときは、招集通知を省略して監査等委員会を開くことができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第33条 監査等委員会に関する事項は法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(削除)</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 取締役、<u>監査役</u>および会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)<u>および監査役(監査役であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)、<u>監査役</u>および会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第6章 取締役および会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)<u>および会計監査人</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第43条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>

